

(仮称) 道路構造条例案について

1 趣旨

道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定に基づき、市道を新設し、又は改築する場合の道路構造の一般的技術基準について、標記の条例を定めるものです。

2 策定にあたっての考え方

参照する一般的技術基準である道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「道路構造令」という。）の各規定は、通行する車両の規格や走行能力、歩行者や車いすの占有幅などに基づき、各種実験や力学計算等により定められたものです。これらの各規定を検証し、市道の安全で円滑な交通を確保することを目的に、次の考え方により条例案を策定します。

- （1）原則として、道路構造令の規定を適用します。
- （2）三島市に該当がなく、条例案として策定する必要のない規定（市道に該当のない道路区分や設計速度、軌道敷や積雪寒冷地域の規定等）は削除します。